

古物商の許可が受けられないケース(欠格要件)

(1/1P)

申請者及び法人の役員、管理者が次のいずれかの欠格要件に該当する場合は、古物商許可が受けられません。

1	破産手続開始の決定を受けて、復権を得ない者
2	禁錮以上の刑に処せられ、または古物営業法第31条に規定する罪もしくは刑法第235条及び第247条、第254条もしくは第256条第2項に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
3	集団的に、または常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
4	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条もしくは第12条第6項の規定による命令または同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令または指示を受けた日から起算して3年を経過しない者
5	住所の定まらない者
6	古物営業の許可を取り消されて5年を経過しない者
7	心身の故障により古物商または古物市場主の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定める者
8	営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者
9	法人の役員、法定代理人が上記1から4までに掲げる事項に該当するとき